平成28年６月29日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町７番１号
（大阪本社　大阪市中央区久太郎町２丁目４番31号）
倉 敷 紡 績 株 式 会 社
取締役社長　藤田　晴哉

# 第208回定時株主総会決議ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の第208回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、お知らせいたします。

敬　具

記

**報告事項**１．第208期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果を報告いたしました。

２．第208期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

## 決 議 事 項

**第１号議案**　第208期剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、次のとおり決定いたしました。

期末配当金に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金５円

総額1,133,200,930円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

**第２号議案**　定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。主な変更の内容は、次のとおりであります。

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除、重要な業務執行に関する決定の取締役への委任に係る規定の新設等、所要の変更を行いました。

(2) 平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、責任限定契約に関する規定の一部変更を行いました。

(3) その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の整備等を行いました。

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）藤田晴哉、北川晴夫、北畠　篤、馬場紀生、本田勝英、稲岡　進の６氏が再選され、また藤井裕詞氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

**第４号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役 岡田　治、宮　二朗、茂木鉄平、新川大祐の４氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

**第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役 山尾哲也氏が選任されました。

**第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を従来の取締役報酬額と同額の月額2,500万円以内と決定いたしました。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

本件は原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内と決定いたしました。

**第８号議案**　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以　上

なお、株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役の選定、執行役員の選任等が行われました。また、同じく開催の監査等委員会において、常勤の監査等委員の選定等が行われました。
この結果、当社の取締役および執行役員の体制は、次のとおりとなりました。

１．取締役

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代表取締役<br>取締役社長 | 藤田晴哉 | 取締役<br>執行役員 | 藤井裕詞 |
| 代表取締役<br>専務執行役員 | 北川晴夫 | 取締役<br>常勤監査等委員 | 岡田　治 |
| 取締役<br>執行役員 | 北畠　篤 | 取締役<br>監査等委員 | 宮　二朗 |
| 取締役<br>執行役員 | 馬場紀生 | 取締役<br>監査等委員 | 茂木鉄平 |
| 取締役<br>執行役員 | 本田勝英 | 取締役<br>監査等委員 | 新川大祐 |
| 取締役<br>執行役員 | 稲岡　進 | | |

(注)宮　二朗氏、茂木鉄平氏および新川大祐氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
３氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員の要件も満たしておりますので、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ（http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html）に掲載しております。

２．執行役員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 専務執行役員 | 佐　野　高　司 | 執　行　役　員 | 相　德　朗　人 |
| 常務執行役員 | 藤　原　秀　則 | 執　行　役　員 | 川　野　憲　志 |
| 常務執行役員 | 八　木　克　眞 | 執　行　役　員 | 安　川　　　洋 |
| 常務執行役員 | 西　澤　厚　彦 | 執　行　役　員 | 平　田　政　弘 |
| 執　行　役　員 | 中　村　　　潔 | | |

以　上